

## 無料職業紹介事業 許可有効期間更新申請書類について

1 提出期限 許可の有効期間満了の3箇月前まで

2 提出書類

<input type="checkbox"/> <small>チェック</small>	無料職業紹介事業許可申請書(様式第1号) 第1面・第2面・第3面	原本1部 写し2部
<input type="checkbox"/>	無料職業紹介事業計画書(様式第2号) 表面 ◇複数の事業所を同時に申請する場合には、事業所ごとに作成が必要	原本1部 写し2部

※既に提出されている事項(名称・所在地・役員・職業紹介責任者等)に変更があった場合には、事前に変更届(様式第6号)の提出が必要です。

3 添付書類 (法人用)

<input type="checkbox"/>	最近の事業年度における 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	写し2部
<input type="checkbox"/>	最近の事業年度における法人の納税申告書(別表1・別表4) ◇税務署の受付印のあるもの ◇電子申告の場合は、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの	写し2部
<input type="checkbox"/>	最近の事業年度における法人税の納税証明書(その2所得金額用)	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	定款又は寄付行為 ※3	
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書 ※3	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	役員の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	職業紹介責任者の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1 ※2	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	職業紹介責任者講習の受講証明書 ◇許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る	写し2部

添付書類(個人事業主用)

(注)	a	最近の納税期における 貸借対照表、損益計算書(所得税青色申告決算書) ◇税務署の受付印のあるもの	写し2部
	b	※白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、青色申告決算書に換え以下の書類 ・預貯金を資産とする場合、預貯金残高証明書(12月末) ・不動産を資産とする場合、所有不動産(土地・建物)の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書等 ・負債がある場合は、金融機関の貸付金残高証明書(12月末)	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>		最近の納税期における所得税の納税申告書(第一表) ◇税務署の受付印のあるもの ◇電子申告の場合は、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの	写し2部
<input type="checkbox"/>		最近の納税期における所得税の納税証明書(その2所得金額用)	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>		代表の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>		職業紹介責任者の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1 ※2	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>		職業紹介責任者講習の受講証明書 ◇許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る	写し2部

※各種提出物の内容により、補足資料の提出をお願いする場合があります。

(注) 青色申告の方は:「a」 白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみを作成する方は:「b」の書類になります。

- ※1 従前の届出等において提出がなかった場合に限る。
- ※2 役員(個人事業主の場合は代表)と兼ねる場合は不要です。
- ※3 既に提出されているものに変更があった場合に限る。

**【参考】財産的基礎に関する計算表**

最近の事業年度における決算報告書(貸借対照表)から算出します。

資産合計……①	円
繰延資産・営業権合計額……②	円
差引資産の総額……③(=①-②)	円
負債の総額……④	円
基準資産額……⑤(=③-④)	円

要件

基準資産額(⑤)	円	≥	350万円×事業所数	円
----------	---	---	------------	---

※更新申請時には、上記の要件を満たす必要があります。

※要件を満たさない場合は、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書を提出する必要があります(法人の場合のみ)。

20220418